

車両の使用者に対する指示及び使用の制限に関する事務取扱規程（訓令）

〔平成2年12月13日〕
〔本部訓令第35号〕

（概要）

この規程は、最高速度違反、過積載車両及び過労運転に係る車両の使用者に対する指示並びに使用制限に関する事務を適正な処理に関し、必要な事項を定めたものである。